

札幌市監査委員	谷本雄司
同	窪田もとむ
同	こんどう和雄
同	谷沢俊一

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部局等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査(事務監査)

危機管理対策室	危機管理対策部
財政局	税政部中央市税事務所 税政部南部市税事務所 税政部西部市税事務所
保健福祉局	保険医療部 衛生研究所
環境局	環境事業部
観光文化局	スポーツ部
建設局	土木部
教育委員会	生涯学習部 市立学校
選挙管理委員会事務局	

2 定期監査(工事監査)

建設局	土木部
都市局	建築部
北区	土木部
東区	土木部

3 出資団体等監査

札幌丘珠空港ビル株式会社
一般財団法人 札幌市環境事業公社
財団法人 札幌市青少年女性活動協会
財団法人 札幌市住宅管理公社
社会福祉法人 ろうふく会
さとみらいプロジェクトグループ
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社
日興美装工業株式会社
社会福祉法人 札幌愛隣館

出資団体等監査

平成24年度出資団体等監査報告書

監査の対象

対象団体名	監査の種別	出資団体	公の施設 指定管理者	財政援助 団体
札幌丘珠空港ビル株式会社		○		
一般財団法人札幌市環境事業公社		○		
財団法人札幌市青少年女性活動協会		○	○	
財団法人札幌市住宅管理公社		○	○	
社会福祉法人ろうふく会			○	○
さとみらいプロジェクトグループ			○	
エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社			○	
日興美装工業株式会社			○	
社会福祉法人札幌愛隣館				○

監査の範囲

主として平成23年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成24年9月5日から同年12月17日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 特定資産の管理について（意見）

【財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人では、減価償却引当資産を計上しているが、この資産に対する明確な取扱基準（保有目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等）は規定されていない。

特定資産については、前述の取扱基準を定めた取扱要領等を作成し、管理することが望ましいと考える。

(2) 会計原則に則って現金出納簿に記帳すべきもの

【財団法人札幌市青少年女性活動協会】

前納を原則としている利用料金収入について、現金で翌年度分を収受した際、当年度の現金出納簿に前受金として記帳せず、翌年度の現金出納簿に利用料金収入として計上している施設があったので、会計年度に対応して記帳するよう改善されたい。

(3) 収納現金の預入を適正に行うべきもの

【札幌丘珠空港ビル株式会社】

現金を収納したときは、経理規則により、「遅滞なく取引金融機関に預け入れるものとする。」と定められているが、時には、預入れが遅れ多額な現金を長期にわたって保管していることもあった。

思わぬ事故が起こらないとも限らないことから、今後はこの規定に留意し、適正に職務を執行されたい。

(4) 収入金額の変更に係る承認手続き及び報告を適切に行うべきもの

【財団法人札幌市青少年女性活動協会】

事業の主催者及び当該事業運営の一部を受託した者から別々に依頼されて請け負った業務に係る収入について、業務終了後、一方の依頼者から委託料を免除してほしい旨の申し出があった際、経理担当課と協議せず、決裁権者の決裁を得ずに事業担当課の判断でこれを了承していた。さらに実施報告書を作成して決裁権者に報告しているが、下表のとおり添付書類（収入及び経費の計算書）に記載された収入額が当初のままで、実際の収入額になっていなかった。今後は、適切に事務を執行するよう改善されたい。

契 約 先	依頼された業務	当初及び計算書の収入額	実際の収入額
主催者	物品の貸出(設営指導を含む)	424,600円	424,600円
一部を受託した者	指導者となる職員の派遣	360,000円	0円(免除)
合 計		784,600円	424,600円

(5) 領収書等の取扱いを適正に行うべきもの

【財団法人札幌市青少年女性活動協会】

- ア 領収書等の取扱いについて、次のような事例がみられたので関係職員に取扱い等を周知し、適正に事務を執行されたい。
- (ア) 勘違いして無効処理してしまった領収書(控)に当該処理が誤りである旨を付記せず、この代わりに作成した同内容の領収書の本書と控えを無効処理せずに保管していた。
 - (イ) やむを得ぬ事情により交付済の2枚の領収書を1枚に統合して再発行した際、回収した領収書の本書及び控えに無効処理していないものがあった。
 - (ウ) 領収書に記載した金額を誤っているものがあった。
 - (エ) 前理事長名を記入し理事長印を押印した未使用の領収書を、無効処理せずに複数枚保管していた。
 - (オ) 領収書出納簿について、平成23年度の末日で締めて次年度への繰越分を確定させず、平成24年度の初日に前年度からの繰越分を記帳していないものがあった。

【財団法人札幌市住宅管理公社】

- イ 領収書への記入誤り等が発生した際、控えのみを「書損」として保管し、本書を破棄している事例が相当数見受けられた。
- 「書損」とした場合も、本書は控えと同様に保管するよう事務を改善されたい。

【札幌丘珠空港ビル株式会社】

- ウ 前社長の社長印を押印した領収証が複数枚金庫内に保管されていたので、廃棄等無効処理を行い、適正な領収証の保管に努められたい。

(6) 賃金の支給事務を適正に行うべきもの

【札幌丘珠空港ビル株式会社】

- 賃金の支給事務において、下記の事例がみられたので、労働基準法及び臨時社員取扱規程等当該法人の関係諸規程に則り、適正に処理されたい。
- ア 臨時職員が時間外に勤務を行った場合の賃金の支給事務において、日給から時間外勤務の1時間単価を算定しているが、その際、賃金の支給対象となっていない休憩時間も勤務時間に含めて計算しているため、時間外勤務単価が通常より低く設定されていた。
 - イ 臨時職員が休日に出勤の場合、またパート職員が時間延長して勤務時間が継続6時間を超える場合に1時間の休憩をとってはいたが、休憩時間も時間外勤務時間に入れて賃金を支給していた。

(7) 事務処理を適正な時期に行うべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

業務実施の方針決裁の日付が、実際の作業終了後になっていたもの、あるいは作業実施後に見積書が提出されているものがみられた。

現場での作業を優先し、事務処理を事後に行ったものであるが、適正を欠くことから改善されたい。

(8) 適正に書類を管理すべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

一般廃棄物の収集運搬業務を民間事業者と毎年度契約しており、収集運搬に使用される車両については、車両の写真と車検証（写）で把握している。

しかし、車検証（写）が保管されていないものや過去に提出を受けた車検証（写）のままで車検更新後のものに差し替えていないものが散見されたことから、適正な書類の管理に努められたい。

(9) 特命随意契約を見直すべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

特命随意契約を行っているものの中に、下記事例のとおり、特命にする理由が乏しいと思われるものが散見されたことから、特命の必要性を十分に精査し、できる限り競争性の高い契約方法となるよう見直されたい。

ア 事業案内の作成委託業務（特命理由：当該業者は、事業案内掲載のプラントフロー図その他の原版を所有していることから、効率的かつ安価に当該業務を遂行できる。）

イ 残さ運搬車両の車検の実施（特命理由：当該業者は札幌市の指名登録業者であり、ダンプ車等の特殊車両の修繕に精通し、市有車両における実績も多数有している。）

(10) 契約単価の設定方法を明瞭にすべきもの

【一般財団法人札幌市環境事業公社】

中沼資源選別センター運転作業業務は総価契約であるが、休日における作業や作業時間の延長等が必要になった場合は、別途費用を負担することが仕様書に明記されている。また、剪定枝等処理施設運転業務については、当初の契約額に含まれているのは一定量までの処理であり、一定量を超えた分は、1 t当たりの単価で別途費用を負担することが仕様書に明記されている。

しかし、両業務ともこの場合の費用負担額がどのように設定されるのかが契約の相手方に書類上示されておらず、契約書の作成時点で初めて時間単価あるいは重量単価が約定されている。

については、現状の契約方法では、単価の決定に至る経過が明瞭性に欠けることから、見積通知書等においても費用負担の設定方法が明らかとなるよう、

適正な事務の執行に努められたい。

(11) 業務委託契約書等に委託料を変更する場合の要件を明記すべきもの

【財団法人札幌市青少年女性活動協会】

依頼者と事業担当課が協議し委託料収入を減額しているが、減額する場合の要件について業務委託契約書に明記しておらず、別途覚書等の書類も取り交わしていない事例がみられたので、適切に事務を執行されたい。

(12) 業務の実施を指示書等に基づき適正に行うべきもの

【財団法人札幌市住宅管理公社】

札幌市との間で締結された学校施設の改修等整備業務契約については、年度当初の契約を第1回目とし、その後翌年1月までに全部で5回の契約を交わしており、それぞれ異なる学校の修繕工事が委託されている。契約期間の終了時には、それぞれの契約ごとに委託金額の精算を行っている。また、仕様書では「(札幌市は)業務仕様書にあげる各項目にかかわらず不用額の範囲内で別途業務を指示することができる。」こととなっている。

当法人では、札幌市の指示に基づき、契約時に示された業務仕様書と異なる項目の修繕工事を多数実施したものと考えられるが、その中には下記事例のとおり、文書に基づかない口頭指示によるものが多数あり、工事金額が100万円を超える高額なものも含まれている。

については、文書に基づかない場合、工事の実施に関する指示の有無や責任の所在があいまいになることから、札幌市とも協議のうえ、指示書等の授受を適正に行うよう改善されたい。

ア 口頭指示により当初の業務仕様書にあった工事が中止されたもの（本郷小学校便所・水飲み場改修、手稲北小学校紫外線カットフィルム貼り他改修 他）

イ 口頭指示により工事が追加発注されたもの（稲穂中学校4階身障者便所改修建築工事、琴似小学校ほか6校受水槽設備修繕工事 他）

ウ 口頭指示により精算すべき契約が変更されているもの（前田小学校2階身障者便所改修建築工事は第5回目の契約での精算から第4回目の契約での精算に変更、大谷地東小学校2階身障者用トイレ・水飲み場改修工事は第4回目の契約での精算から第5回目の契約での精算に変更 他）

(13) 工事契約における競争性や事務処理の透明性の確保に向けた取り組みについて（意見）

【財団法人札幌市住宅管理公社】

当法人の平成23年度における事業収入は約42億円であるが、ほぼ全てが札幌市から受注した業務による収入であり、主な内容は、札幌市都市局あるいは札幌市教育委員会などが所管する施設に関する次のような業務（以下「保全事業等」という。）である。

- ① 札幌市営住宅の維持管理業務及び札幌市立学校を含む市有施設の保全事業
- ② 指定管理者として中央・豊平・清田・厚別・西・南の6区における市営住宅の設備等保守管理及び随時修繕等を行う指定管理業務

このうち、保全事業等に含まれる工事費は総額で約20億円となっており、工事に係る設計、発注、契約、工事監理、検査等が当法人によって行われている。

これらの工事を実施するに当たっては、財団法人札幌市住宅管理公社財務会計規程（以下「財務会計規程」という。）、財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（以下「契約事務取扱要領」という。）、小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領（以下「小額工事要領」という。）等の定めに基づいて事務を執行している。これらの規程等は、札幌市からの受託業務を遂行することから、一部、都市局や教育委員会などの関係部局とも協議を行いながら改正されてきており、現行規程等を抜粋すると次のとおりとなっている。

[財務会計規程]

第54条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第55条 前条の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

第56条 第54条の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が要領で定める額を超えないものをするとき

[契約事務取扱要領]

第17条 財務会計規程第56条第1項第1号に規定する要領で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円

[小額工事要領] ※小額工事とは、予定価格が200万円以下の工事のことである。

第2条 小額工事を施行する場合は、施行伺に設計図書等を添付するものとする。ただし、第5条第2項のとき、その他特別な事情があるときは、設計図書の設計内訳書若しくは全部の作成を省略することができる。

第5条 小額工事は3人以上から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、1人から

見積書を徴することをもって足りるものとする。

- (1) 施行期間が50日以内のとき（確実に履行される見込みがあるもの）
- (2) 材料等の製作・製造等の納期に相当の期間を要する場合において、その期間を前号の施行期間に加算した施行期間が90日以内のとき
- (3) 競争入札等の工事に伴う異工種の工事で、競争入札等の工事の施行期間が90日以内のとき
- (4) その他、財団法人札幌市住宅管理公社指名競争入札等参加資格者選定要領別表の指名競争入札等参加資格者選定小委員会が特に認めたと
き

なお、これまでの規程等改正の主な経過は、次のとおりとなっている。

[改正の主な経過]

平成16年度 契約事務取扱要領を改正し、随意契約できる範囲を予定価格250万円未満から200万円以下に縮小した。

小額工事要領を新たに制定し、その第2条において、設計金額が100万円未満で緊急のとき、その他特別の事情があるときに設計図書等の作成を省略できることと規定した。

また、小額工事要領第5条第2項で、施行期間が50日以内の小額工事については、1人からの見積書徴取で足りるものと規定した。

平成18年度 小額工事要領第2条を改正し、設計図書等の作成を省略できる範囲を、第5条第2項のとき、その他特別の事情があるときに拡大した。これにより、「設計金額が100万円未満」という金額基準及び「緊急のとき」という要件が廃止され、施行期間が50日以内のものや一定要件に該当する90日以内の小額工事等については、全て設計図書の省略が可能となった。

また、第5条第2項に第2号から第4号までが追加され、1人からの見積書徴取で足りる範囲が拡大された。

これらの改正を経た規程等を適用して業務を遂行した結果、当法人が現在行っている保全事業等に係る工事契約の事務処理は、そのほとんど全てが例外規定の対象となり、下記ア、イのとおり適正とは言い難い状況になっている。

保全事業等は、札幌市からの委託費によって実施される事業であり、また、当法人が札幌市の出資団体として高い公共性を有することを考えると、工事契約事務の遂行に当たっては、公平性や競争性、透明性の確保に十分留意する必要がある。

については、規程等の見直しを含め都市局や教育委員会等の関係部局と協議して再検討を行い、速やかに改善策を講じるよう強く希望するものである。

ア 一般競争入札の実施について

地方公共団体における工事等の契約は一般競争入札に付することが原則であり、当法人の財務会計規程でも第55条及び第56条に規定されており、指名競争入札や随意契約は、一般競争入札の例外となっている。しかし、当法人では下表に記載したとおり、平成23年度に指名競争入札を162件、合計金額で1,160,227千円行っているが、一般競争入札については全く実施していない。

業務の委託元である札幌市から業務実施の時間的制約を受けることや事務の執行体制が整っていないこと等が理由となっているが、札幌市では一般競争入札の範囲を拡大していることや、契約における競争性や透明性をより高める観点からも一般競争入札の導入が必要であると考えます。

平成23年度に当法人が実施した工事の契約方法別内訳 (単位 件、千円)

一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
0	0	162	1,160,227	988	833,146	1,150	1,993,373

※千円未満切捨て

イ 小額工事の施行等の在り方について

当法人が発注する予定価格が200万円以下の工事(小額工事)については、財務会計規程第56条及び契約事務取扱要領第17条の定めにより随意契約ができることとなっている。また、小額工事の施行及び契約事務については小額工事要領が定められており、これが実務の拠り所となっている。

この小額工事要領に基づき当法人が平成23年度に実施した小額工事は、下表のとおり、件数で988件、合計金額は833,146千円であるが、以下のような見直しが必要であると考えます。

平成23年度に当法人が実施した小額工事の内訳 (単位 件、千円)

工事の内容		件数			請負金額		
随時行うもの	札幌市からの指示書等に基づく修繕工事	436	735	988	450,156	664,467	833,146
	緊急修繕工事	299			214,310		
計画的なもの	札幌市からの修繕要望書に基づく修繕工事	253			168,679		

※千円未満切捨て

(7) 設計図書作成の必要性について

小額工事要領に基づいて事務を執行した結果、当法人で施行した小額工事については、ほぼ全ての工事で設計図書の作成が省略されている。

これは、小額工事要領第2条ただし書きで「第5条第2項のとき、その他特別な事情があるときは、設計図書の設計内訳書若しくは全部の作

成を省略することができる。」と規定されており、実際には小額工事のほとんど全てが第5条第2項に該当することとなるため、設計図書の作成を省略することが常態化したものである。例えば、平成23年度の実績でみるならば、工事実施件数988件のうち、設計図書が作成されていたのは例外的な2件だけであり、残りの全てについて設計図書が作成されていなかった。このため、工事監査の実施においても、内容の適否が確認できない状況になっていた。

設計図書は、工事の発注や予定価格の積算、完成品の検査等を適切に行ううえで極めて重要である。また、業者から提出された見積書の妥当性を検証するうえでも必要なことから、契約事務の透明性を確保するためにも現行の取扱いを見直し、可能な限り設計図書を作成するように業務の在り方を改善する必要があると考える。

(イ) 特命随意契約の見直しについて

小額工事については、3人以上から見積書を徴することが小額工事要領第5条第1項に規定されているが、実際にはほぼ全てが1人から見積書を徴取して契約する特命随意契約になっている。例えば、平成23年度の実績でみると、工事実施件数988件の全てが1人から見積書を徴取しての実施となっていた。

これは、小額工事要領第5条第2項で「次の各号の一に該当するときは、1人から見積書を徴することをもって足りるものとする。」とされており、当法人が実施した小額工事のほとんどが当該各号に該当することによるものである。

当法人の見解としては、1人との随意契約では契約金額が割高になっている可能性は残るものの、事務処理経費の軽減等によるトータルコストを考慮すると、現行の方法が適正であるとの判断である。

しかしながら、トータルコストで経費が軽減されているかどうかは検証できておらず、一般的には競争性を働かせることが経費の節減につながる可能性が高いと考えられる。また、当法人が実施する業務のほぼ全てが札幌市発注の業務であることからしても、札幌市と同様に契約事務の公平性や透明性が求められるものである。したがって、1人からの見積書徴取で足りる範囲を極力限定し、原則に沿って可能な限り3人以上による見積合せを行うように事務処理を見直すことが必要であると考えられる。

ウ 今後の業務執行体制の検討について

札幌市都市局によると、当法人に委託される市有建築物の計画修繕業務が、平成25年度からさらに増大する計画になっている。しかし、現状の当法人の事務処理には改善すべき点が多々あり、人員や執行体制から考えると、業務の拡大に適正に対応できるのか疑問のあるところである。

保全事業等の適正な遂行が可能となるよう、人的体制を整備することが必要であると考え、場合によっては、当法人が外部に発注する設計業務の範囲を拡大すること等を含め、今後の業務執行の在り方について、都市局や教育委員会等の関係部局を交えて十分に検討することを求めるものである。

(14) 工事設計

【以下、財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 設計金額の算定根拠となる積算資料を保存すべきもの

当法人の平成23年度発注工事1,150件のうち85.9%に当たる988件が契約事務取扱要領及び小額工事要領の規定により、工事費200万円以下及び施工期間が50日間以内等であるとして特命随意契約で発注されており、これらの工事の設計金額を算定した積算資料については、ほぼ全てが廃棄されていた。

このため、工事監査の重要な項目である「設計金額の妥当性、正確性」について検証を行うことができなかった。

当法人の単価、経費を用いて設計金額を算定した根拠となる積算資料は、積算の妥当性、正確性を判断する重要書類であることから、施行伺に添付するなどの方法によって、作成した積算資料を一定期間保管するよう改善を求める。

(小額工事988件のうち該当事例986件)

イ 積算基準等の整備・運用及び検算・審査を適正にすべきもの

抽出監査した工事等のうち、設計内訳書等が添付されていた200万円を超える工事の設計・積算において、以下のような適正を欠いた事例が多くみられた。

今後は、担当職員に対し関係基準や積算資料等の整備・運用を適切に行うことを指導徹底するとともに、検算・審査・決裁における厳格なチェック体制の構築を図り、適正な設計となるよう努められたい。

(ア) 無筋コンクリート構造物の取壊し単価に、無筋用を適用すべきところを、鉄筋用の単価を適用していたもの

(土木抽出工事 29 件のうち該当事例 3 件)

(イ) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定基礎額に、誤って発生材処理手数料を含めてこれらの経費率を算定していたもの

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 9 件)

(ウ) 設計変更では契約保証費の補正を行わないこととなっているが、誤って補正を行っていたもの

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 4 件)

(エ) 給水装置改造に伴い水道局に納付する設計審査・検査手数料は発注者

が負担すべき費用であるが、誤って受注者に負担させていたもの

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 1 件)

(カ) 実施設計業務における適用基準として、平成 23 年版公共建築工事積算基準とすべきところを、各種改定以前の平成 21 年版の使用を指示していたもの

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 1 件)

(15) 工事監理

【財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 写真管理基準を順守すべきもの

写真管理基準では、撮影月日等の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむこととなっているが、小黒板に撮影月日が記載されていない、あるいは撮影月しか記載のない工事写真がみられた。

工事の重要部分は、コンクリートの中に埋設したり、仕上げ材の中に見えなくなってしまう部分が非常に多い。

このため、その施工が適切であったことを検証する資料の一つとして、工事写真として記録保存しておくことが必要である。

工事写真は後から撮り直すことができないものであることから、管理基準を順守した工事写真を作成するよう、工事着手時から受注者を指導し、適正な工事監理に努められたい。

(土木抽出工事 29 件のうち該当事例 17 件)

(16) 工事事務

【以下、財団法人札幌市住宅管理公社】

ア 設計金額の算定方法を改善すべきもの

小額工事においては、ほぼ全てが工事施行伺の起案前に 1 業者から工事費全体の参考見積書（見積金額、工事数量、工事費内訳書）を提出させ、それをもとにして工事の設計金額を積算し決定していた。

この方法では、発注者として工事の必要数量を正確に把握しているとはいえないこと等から、設計金額の妥当性、正確性、経済性の点から問題がある。

設計金額の算定に当たり、緊急を要する等のやむを得ない場合以外については、発注担当者が自ら現場を精査し工事数量等を把握した上で設計・積算を行うか、もしくは、精査が困難な案件については、数量精査業務を第三者に委託し、その数量調書をもとに算定するなどの方法によるべきものとする。

今後は、適正な設計金額の算定方法となるよう事務処理の改善を図られたい。

(土木抽出工事 29 件のうち該当事例 13 件)

(建築抽出工事 15 件のうち該当事例 7 件)

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 11 件)

イ 小額工事の業者選定を適正に行うべきもの

小額工事要領では、見積書を徴する業者は、指名競争入札等参加資格者選定小委員会（以下「選定小委員会」という。）において選定、決定することとなっているが、ほぼ全ての工事が施行伺の前に参考見積書を徴取した業者を選定小委員会に推薦し、それをもとに選定小委員会が同一の業者を見積書を徴する業者として決定していた。

事前に参考見積書を徴取した業者と同一の業者を、選定小委員会において選定業者として追認することは、不透明な業者の選定となっているとともに、公正性、透明性を期すべき選定小委員会が事実上は形骸化しているものでもあり、速やかに適正な業者選定を行うべく是正すべきである。

(土木抽出工事 29 件のうち該当事例 13 件)

(建築抽出工事 15 件のうち該当事例 7 件)

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 11 件)

ウ 工事発注規模を適正にすべきもの

小額工事に該当しない200万円を超える、同一団地内で行う同種の工事を、200万円以下の小額工事に分割して、特命随意契約の工事として発注している事例がみられた。

また、複数に分割した工事を同一業者と契約している事例もみられた。

しかし、特命随意契約については、落札率が高止まりする傾向にあるなど競争性が働かないため、限定的に適用されるべきものである。

公共的工事においては、競争性・経済性及び公平性の確保を図るため、契約者の決定方法は競争入札によることを基本としていることから、今後は、合理的理由を有するものを除き、安易に工事を分割して特命随意契約とすることを改めるべきである。

(土木抽出工事 29 件のうち該当事例 7 件)

(設備抽出工事 22 件のうち該当事例 9 件)

2 公の施設指定管理者監査

(1) 領収書等の取扱いを適正に行うべきもの

【さとみらいプロジェクトグループ】

領収書等の取扱いについて、次のような事例がみられたので、関係職員に取扱い等を周知し、適正に事務を執行されたい。

ア 会議室の時間変更申出により、新たに一本化した領収書を発行した際、先に交付した領収書について、それを回収した上で無効処理するなどの一連の行為がなされていなかった。

イ 市民農園の利用において、当選者の辞退により繰上げ当選者を決定し、先に使用承認した当選者の承認を取消した際、交付済みの領収書を回収した上で、正規に還付手続きを行うべきであったが、それを行わず、繰上げ当選者から受領の利用料金をもって取消者に還付の簿外処理を行っていたため、この件に係る入出金が会計帳簿に正確に記載されていなかった。

(2) 見積書等の日付をチェックすべきもの

【さとみらいプロジェクトグループ】

修繕業務等契約に係る見積書・請求書・請書の成立日（契約期間）に日付漏れが多数みられたので、書類のチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 契約に関する事務を適正に行うべきもの

【財団法人札幌市青少年女性活動協会】

児童会館に関して、協定書に基づき本市の承認を得て管理業務の一部を再委託した際、次のような事例がみられたので今後は事務を適正に執行されたい。

ア 複合施設等となっている児童会館を除いた87館の清掃業務を、所在地を基準にして近接する2行政区を組み合わせる1つにする方法で5業務に分割して委託した際、契約金額が1,000万円以上となる2つの案件について専決権者である理事長の決裁を得ずに契約を締結していた。

イ 清掃業務と同様に、機械警備業務を5業務に分割して委託している。本業務は、児童会館内に警備機器を設置して夜間等における不法侵入、盗難、火災等を監視し、侵入センサー警報異常受信時には警備員が現地に急行して確認するものであるが、業務責任者に関する届出を義務付けておらず、警備計画に関する書類の提出を求めていなかった。

(4) 札幌市への事故報告を適正に行うべきもの

【エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社】

指定管理に係る協定書では、指定管理業務に関して災害・事故等が発生した場合は直ちに適切な処置を取るとともに、速やかに原因、経緯、被害の状況について札幌市に報告することと定められている。

しかし、建物内の集合ポストが放火されるという事件が発生した際に、実質的な損害がなかったという理由から、札幌市への事故報告が行われていなかった。

については、火事のような事故については、損害の程度に関わらず、適正な報告を行われたい。

3 財政援助団体監査

(1) 補助対象事業費実支出額の算出根拠となる書類を正確に作成すべきもの

【社会福祉法人札幌愛隣館】

一部の保育園において、保育士に職員会議・父母会等の用務で夜間に超過勤務を命ずる際、業務の都合上、7時00分から18時00分の間での時差勤務を行っていることを考慮せずに超過勤務命令書における超過勤務の始期を一律に同一時刻にしていた。このため、超過勤務時間数に影響がないように取扱っていても、通常勤務の終業時刻が当該時刻以降になる保育士については、書類上、通常勤務が終了する前に当該超過勤務が始まっており、実態を正確に反映していないものとなっている。職員ごとの勤務時間を把握し、実態に即した超過勤務の取扱いをするよう改善されたい。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 札幌丘珠空港ビル株式会社（所管：市民まちづくり局総合交通計画部）

この法人は、道内ローカル航空網の拠点空港である札幌丘珠空港における旅客ターミナルビルの設置・管理運営を事業目的として、平成2年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額4億9,800万円のうち、1億3,000万円（出資比率26.1%）を出資し、現在に至っている。

第1表 第22期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	150,821
	経 常 費 用 B	147,768
	経 常 △ 損 益 C=A-B	3,052
	特 別 △ 損 益 D	0
	法 人 税 等 E	290
	法 人 税 等 調 整 額 F	0
	当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F	2,762
	前 期 繰 越 利 益 H	37,922
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	40,685
財 政 状 態 (平成24年3月31日現在)	流 動 資 産 J	131,279
	固 定 資 産 K	596,002
	資 産 合 計 L=J+K	727,282
	流 動 負 債 M	14,486
	固 定 負 債 N	24,110
	負 債 合 計 O=M+N	38,597
	資 本 金 P	498,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	190,685
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	688,685
負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S	727,282	

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成24年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	2,600	26.1
エアーニッポン(株)	2,500	25.1
北海道 (株)日本政策投資銀行	1,300	13.1
札幌商工会議所	862	8.6
(株)北洋銀行	498	5.0
(株)北海道銀行	450	4.5
北海道電力(株)	200	2.0
北栄保険サービス(株)	150	1.5
北海道瓦斯(株)	100	1.0
合 計	9,960	100.0

(注) 持株比率は、原則として、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 一般財団法人札幌市環境事業公社 (所管：環境局環境事業部)

この法人は、廃棄物の収集運搬及び再資源化等の処理に関する事業並びにこれらに係る調査研究・普及啓発を行うことにより、清潔で快適な都市環境の確保と資源循環型社会の推進を図り、地域社会の発展と地球環境の保全に寄与することを目的として設立されたものである。なお、設立は平成2年であるが、平成24年4月1日から一般財団法人に移行している。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額4,000万円のうち、3,000万円(出資比率75.0%)を出資し、現在に至っている。

平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区分	項目	金額
事業収支の状況	収入 A (うち札幌市からの委託料)	6,892,039 (1,112,580)
	支出 B	6,984,404
	当期収支差額 C=A-B	△ 92,365
	前期繰越収支差額 D	732,942
	次期繰越収支差額 E=C+D	640,577
財政状態 (平成24年3月31日現在)	流動資産 F	1,475,529
	固定資産 G	2,159,829
	資産合計 H=F+G	3,635,358
	流動負債 I	1,050,931
	固定負債 J	1,170,368
	負債合計 K=I+J	2,221,299
	正味財産 L=H-K	1,414,058
	負債・正味財産合計 M=K+L	3,635,358

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 財団法人札幌市青少年女性活動協会（所管：子ども未来局子ども育成部）

この法人は、主として札幌市の青少年女性を中心とするグループ活動の振興を図り、もって青少年の健全育成と青少年女性の社会参加の促進を図ることを目的として、昭和55年に設立されたものである。

札幌市は、この法人の基本財産総額1,000万円のうち、500万円（出資比率50.0%）を出資するとともに、公の施設である児童会館、青少年山の家、エルプラザ公共4施設等の管理運営を行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として総額27億7,209万円を支出している。

平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の 状 況	収 入 A (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金)	4,345,417 (2,772,094) (236,069)
	支 出 B	4,308,967
	当 期 収 支 差 額 C=A-B	2,686
	前 期 繰 越 収 支 差 額 D	161,071
	次 期 繰 越 収 支 差 額 E=C+D	163,758
	財 政 状 態 (平成24年3月31日現在)	流 動 資 産 F
固 定 資 産 G		594,082
資 産 合 計 H=F+G		1,035,391
流 動 負 債 I		276,251
固 定 負 債 J		151,413
負 債 合 計 K=I+J		427,664
正 味 財 産 L=H-K		607,727
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 M=K+L	1,035,391	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(4) 財団法人札幌市住宅管理公社（所管：都市局市街地整備部）

この法人は、市営住宅の維持管理等を行うことを目的として昭和52年に設立されたものである。さらに平成8年度からは、市立学校等札幌市施設の保全に関する事業が加わっている。

札幌市は、この法人の基本財産総額1,000万円のうち、500万円（出資比率50.0%）を出資するとともに、公の施設である中央区、豊平区、清田区、厚別区、西区及び南区内の市営住宅の管理を行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として5億434万円を支出している。

第1表 平成23年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業収支 の状況	収 入 A	4,467,286
	(うち札幌市からの補助金)	(350)
	(うち札幌市からの委託料)	(3,645,021)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(504,345)
	支 出 B	4,401,014
	当期収支差額 C=A-B	66,272
	前期繰越収支差額 D	81,741
次期繰越収支差額 E=C+D	148,013	
財政状態 (平成24年3月31日現在)	流動資産 F	695,703
	固定資産 G	397,521
	資産合計 H=F+G	1,093,225
	流動負債 I	547,690
	固定負債 J	298,628
	負債合計 K=I+J	846,318
	正味財産 L=H-K	246,907
負債・正味財産合計 M=K+L	1,093,225	

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

第2表 平成23年度工事抽出表

(単位 円)

監査対象工事 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	工 種	契約工事等		抽出工事等	
	土 木	223 件	325,499,296	29 件	145,416,831
建 築	336 件	582,401,846	15 件	54,307,155	
設 備	591 件	1,085,472,779	22 件	145,220,617	
計	1,150 件	1,993,373,921	66 件	344,944,603	

2 公の施設指定管理者監査

(1) 財団法人札幌市青少年女性活動協会

法人の概要については、1(3)参照

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
エルプラザ公共4施設	232,060,000	78,924,330	市民まちづくり局 男女共同参画 推進室
児童会館及びこども人形劇場「こぐま座」	2,121,078,000	34,087,777	子ども未来局 子ども育成部
こどもの劇場「やまびこ座」	42,600,000	8,235,080	
若者支援総合センター及び若者活動センター	149,143,000	27,076,900	
定山溪自然の村	76,375,000	10,192,770	教育委員会 生涯学習部
青少年山の家	122,730,000	77,552,448	
北方自然教育園	28,108,000	0	教育委員会 学校教育部
合計	2,772,094,000	236,069,305	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(2) 財団法人札幌市住宅管理公社

法人の概要については、1(4)参照

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
市営住宅(中央区、豊平区、清田区、厚別区、西区、南区)	504,345,000	-	都市局 市街地整備部
合計	504,345,000	-	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(3) 社会福祉法人ろうふく会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和44年に社会福祉法人の認可を受けたものである。当法人は、札幌市内においては2保育園の設置運営を行っているほか、札幌市が設置した公の施設である札幌市大通夜間保育園の管理運営を行っている。

札幌市は、平成23年度において札幌市大通夜間保育園の管理に要する経費として6,549万円を支出するとともに、この法人が行う市内3保育園の運営に係る経費に対し総額4,741万円の補助金を交付している。

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市大通夜間保育園	65,496,370	-	子ども未来局 子育て支援部
合計	65,496,370	-	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(4) さとみらいプロジェクトグループ

この団体は、札幌市農業体験交流施設「さとらんど」を管理する指定管理者となることを目的として、平成17年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市農業体験交流施設「さとらんど」の維持管理を平成18年度からこの団体に行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として1億9,900万円を支出している。

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市農業体験交流施設 (サッポロさとらんど)	199,000,000	23,906,490	経済局農政部
合計	199,000,000	23,906,490	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(5) エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

この法人は、分譲マンションや賃貸住宅の総合管理業務等を目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市北区及び手稲区内の市営住宅の維持・修繕に関する管理業務を平成22年度からこの法人に行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として2億695万円を支出している。

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
市営住宅(北区、手稲区)	206,955,000	-	都市局 市街地整備部
合計	206,955,000	-	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(6) 日興美装工業株式会社

この法人は、ビル総合管理業務等を目的として、昭和25年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市東区及び白石区内の市営住宅の維持・修繕に関する管理業務を平成22年度からこの法人に行わせており、平成23年度は、その管理に要する経費として1億7,825万円を支出している。

平成23年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
市営住宅(東区、白石区)	178,250,000	-	都市局 市街地整備部
合計	178,250,000	-	

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 社会福祉法人ろうふく会

法人の概要は、2(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

区分	補助金額	所管部局
保育所運営費補助金	600,000	子ども未来局 子育て支援部
予備保育士雇用費補助金	11,609,040	
調理員パート雇用費補助金	2,373,300	
保育所歯科検診費補助金	38,680	
障がい児保育事業費補助金	801,460	
延長保育促進事業費補助金	5,416,100	
開所時間延長促進事業費補助金	23,000,000	
産休等代替職員雇用費補助金	147,750	
食物アレルギー児保育事業費補助金	748,000	
一時保育促進事業補助金	176,600	
保育所地域活動事業補助金	2,460,000	
社会福祉施設整備資金借入利子補助金	45,000	
合計	47,415,930	

(2) 社会福祉法人札幌愛隣館

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和25年に設立されたものである。その事業として、母子生活支援施設「札幌あいらん荘」、保育所「札幌愛隣館保育園」他3園の設置運営を行っている。

札幌市は、平成23年度、この法人が行う市内4保育園の運営に係る経費に対し総額4,700万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

区 分	補助金額	所管部局
保育所運営費補助金	2,400,000	子ども未来局 子育て支援部
予備保育士雇用費補助金	20,563,470	
調理員パート雇用費補助金	3,691,800	
保育所歯科検診費補助金	77,360	
障がい児保育事業費補助金	6,484,540	
産休等代替職員費補助金	821,490	
延長保育促進事業費補助金	2,889,350	
開所時間延長促進事業費補助金	9,200,000	
食物アレルギー児保育事業費補助金	180,000	
一時保育促進事業補助金	699,800	
合 計	47,007,810	